

文化庁 同時発表

2021年7月9日

## グレーゾーン解消制度における照会に対し回答がありました ～外国人旅行者に対する興行入場券の購入代行サービス～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、事業者からの照会に対して、文部科学省から回答がありました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

令和3年6月11日付けにて、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」に関する規定の解釈及び適用の有無について、外国人旅行者に対する興行入場券の購入代行サービスの提供を検討する事業者より照会があり、同法を所管する文部科学省に対して確認を求めた結果、7月9日付けにて回答がありました。

照会及び回答内容の詳細は、別添の文部科学省の公表内容を御覧ください。

文部科学省(外部リンク):

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/ticket\\_resale\\_ban/93214201.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/93214201.html)

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、その新事業活動に対する規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管省庁は経済産業省、規制所管省庁は文部科学省となります)。

なお、本制度における回答は、あくまで該当法令における取扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではありません。

添付:規制所管大臣の公表の写し

※回答内容については規制所管官庁である文部科学省にお問合せください。

文化庁 文化経済・国際課長 寺本

担当者:堀、はな村

電話:03-5253-4111(内線 4528)

03-6734-4528(直通)

03-6734-3816(FAX)

(本プレスリリースのお問合せ先)

商務情報政策局 コンテンツ産業課長 高木

担当者:梅澤、森内

電話:03-3501-1511(内線 4061)

03-3501-9537(直通)

03-3501-1599(FAX)

(本制度のお問合せ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室長 石井

担当者:中村、渡邊、八原

電話:03-3501-1511(内線 2536~9)

03-3501-1628(直通)

03-3501-6079(FAX)